

経済産業省 経済産業政策局

産業構造課 パブリックコメント担当 御中

「株式会社産業革新機構支援基準(案)」等に対する意見

[ 氏 名 ]	大学発バイオベンチャー協会 ファイナンス部会事務局 バイオ・サイト・キャピタル株式会社 代表取締役 谷 正之
[ 住 所 ]	[〒:567-0085] 大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 7-15 彩都バイオインキュベータ 100
[ 電 話 番 号 ]	072-640-1060
[ F A X 番 号 ]	072-640-1080
[電子メールアドレス]	mtani@bs-capital.co.jp
[ 御 意 見 ]	<p>・該当箇所(どの法令の、どの部分についての御意見か等、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</p> <p>「株式会社産業革新機構支援基準株式会社産業革新機構支援基準」の「1. 支援の対象となる特定事業活動が満たすべき基準(1)、(2)、(3)」及び「2. 特定事業活動支援全般について機構が努めるべき事項(3)、(4)」</p> <p>・意見内容</p> <p>バイオテクノロジー産業は医療医薬品を基盤として食品など健康長寿社会を実現するものであり、環境(ECO)、IT、アグリなどの広範囲な産業分野に付加価値の創出をなすものであり、今後の基軸産業であると言われ、新成長産業としても期待されている。</p> <p>しかし、昨今、多くのバイオベンチャーは、開発してきたプロジェクトが実用化の途中段階あるいは POC (Proof of Concept)を得る段階で資金難に陥り、事業縮小・事業撤退を余儀なくされている。</p> <p>このため、株式会社産業革新機構が特定事業支援活動を行うに当たり、以下の記載する内容が機構の支援基準(案)に含まれると理解しているが、問題はないか。</p> <p>(1) バイオベンチャーの中で臨床試験に入っている開発品目(非臨床段階から自社開発)を保有する上場又は未上場のバイオベンチャー、大手製薬企業とのライセンス実績があり、臨床試験入りするベンチャーなどを対象にして、臨床試験の費用を提供することにより、ステージアップの加速を図るような重点的な投資を行うことが必要であり、資金回収の蓋然性も高まるものと思われる。</p> <p>(2) バイオベンチャー向けの多くのファンドの投資期間が概ね 10 年であるのに対して、バイオベンチャー投資の Exit にはそれ以上の期間を要している。機構が満期を迎えた投資ファンドの保有分を買い取ること(2 次買い取り=セカンダリー・パーチェス)を検討することが求め</p>

られる。これにより、将来有望なパイプラインを保有するベンチャーの統合や再生が可能となり、とともに、投資資金の流動性を高める効果が期待される。

(3) バイオベンチャーへの投資とリターンに関するモデルは他の分野の技術系ベンチャー投資とは異なるため、投資決定、ハンズオン支援などの投資後のフォローアップのために機構に必要とされる人的資源は、バイオテクノロジーの知識よりもベンチャー全般に対する知識と経験を有する人材と確保すること

**・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)**

意見内容の冒頭に記載の通り、バイオテクノロジー産業は今後の基軸産業に育つ可能性があり、新成長産業としても期待されている。政府としても、BT 戦略大綱やイノベーション 25 の閣議決定、並びに産業活性化に関する諸法令を整備し、知財立国を目指して取り組んでいる。

現在、臨床試験などを要する新薬が上市に至るまでに他の産業に比べると時間を要するが、先行するバイオベンチャーの中には成果を上げつつある段階に差し掛かってきているものもあるが、ファイナンス面では大きな問題を抱えている。日本のバイオベンチャーが世界のバイオベンチャーと互角かそれ以上の存在として優良な先端技術を世に出して行くためにも、より強い経営基盤を持つバイオベンチャーを育成することが必要であり、その実現に向け、業界の再編は喫緊の課題であると言える。オープンイノベーションを推進し、魅力ある社会を形成するためにもバイオベンチャーに対する特定事業支援活動は急務である。

**【 御参考 】**

「株式会社産業革新機構支援基準(案)」等に対する意見とは別に、大学発バイオベンチャー協会では各関係方面に要望書を提出することを予定しています。当該要望の中では、「産業活力再生法制定による(株)産業革新機構に関する提言」として緊急提案を予定していますので、該当箇所を別途添付させていただきます。